

- 第一章 総則**
- 第一条** 本会は、川崎市立南生田中学校同窓会と称し、略称を雲雀会(ひばりかい)と称する。
- 第二条** 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に貢献するもことを目的とする。
- 第三条** 本会の本部及び事務局を川崎市立南生田中学校内に置く。
- 第二章 事業**
- 第四条** 本会は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 総会の開催
総会は、必要と会長が判断した場合に、不定期に開催する。
例えば、南生田中学校生徒および母校への支援など行うか判断が必要な場合や、会費の支出に関する報告が必要な場合など。
 - 2 会員の親睦を深める事業
例えば、中学校の行事に併催させてもらい、会員が集まり親睦できる場を提供するなど。
 - 3 活動報告
学校のホームページに活動報告を掲載する。
 - 4 母校の教育事業の後援
例えば、部活動において全国大会参加による遠征費の一部支援など。
 - 5 その他必要と認めた事業
会長および役員により事業実施を判断する。
- 第三章 会員**
- 第五条** 本会は、次の会員をもって組織する。
- 1 正会員 川崎市立南生田中学校の卒業生
 - 2 名誉会員 川崎市立南生田中学校の現・旧職員
- 第四章 役員**
- 第六条** 本会は、次の役員を置き、役員会を構成する。
- 1 名誉会長 母校現校長
 - 2 会長 1名
 - 3 副会長 若干名
 - 4 会計 若干名(他役職との兼務を許す。)
 - 7 顧問 名誉会員より若干名
- 第七条** 本会の役員を選出及び構成は、次の通りとする。
- 1 名誉会長は、母校の校長を推す。
 - 2 会長、副会長、会計は、正会員の推薦により選出し、総会及び総会に準ずる方法で承認された正会員とする。
 - 3 顧問は、母校の職員の中から名誉会長が推薦し会長の承認を得たものとする。
 - 4 会計監査は、正会員による推薦とする。
- 第八条** 役員任期
- 1 名誉会長は、母校の校長である限り自動的に名誉会長をつとめる。
 - 2 顧問の任期は1年とし、再選を妨げない。
 - 3 第六条の2, 3, 4, 第七条の4の役員任期は2年とし、再選を妨げない。
欠員が生じた時は、正会員が推薦する。
- 第九条** 本会の事務分業は次のようにする。
- 1 会長は本会を代表し会務を処理し、会議を招集する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。
また、役員会の記録を収集し、本会事務の整理をする。
 - 3 会計は、本会の経費を管理する。
 - 4 顧問は、本会の運営に助力する。
 - 5 各期の各クラスより2名(男1、女1)を幹事として選出し、その中から年次代表幹事を4名(男2、女2)を互選し
会員相互の親睦を図る。
- 第五章 会議**
- 第十条** 本会の会議は次の通りとする。
- 1 総会
- 第十一条** 総会は、原則として年1回開催する。
(ただし、会長が必要と認めた時に、総会を開催することができる。)
総会に付随する事項は、本会則に定めたもののほかは、下記の事項とする。
- 1 会務の報告。予算の決議の承認
 - 2 会則の変更
 - 3 役員改選
 - 4 その他会長が必要と認めた事項
- 第十二条** 決議の決定は、出席者の過半数をもってする。但し可否同数の時は議長が決定する。
- 第六章 会計**
- 第十三条** 本会の経費は主として会費、寄付金、その他の収入で充当する。
- 第十四条** 本会会員は、卒業時に終身会費として七百年を納入する。
尚、臨時に必要な経費は、その都度徴収する。納入された会費は理由の如何を問わず返済しない。
- 第十五条** 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 附則** 本会会則を改正するためには、役員の方の三分の二以上の賛成により
総会に発議され、総会出席者の過半数の同意を得る必要がある。
本会会則は、昭和五十五年四月一日より実施する。
この改正規約は、平成二十九年十月十四日より実施する。